

第37回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月8日（木）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 2階 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長 (天谷)	<p>それでは只今より、第37回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>本日の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第37回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番 横山正行委員、同じく2番 金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第108号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第108号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>2番について事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第109号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>議案第109号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年6月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p>

	<p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、8ページから11ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番(松崎)	<p>3番松崎です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料8ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は農地法が施行される昭和52年以前から倉庫や通路の利用をしており、農地区分は第1種農地として判断されますが、集落区域内と認められる場所であるため、2班としては許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第110号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について事務局より説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>議案第110号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、12ページから15ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番(金子)	<p>2番金子です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字石打字住谷崎地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は東部小泉線篠塚駅から北東に220メートルくらいのところに位置しており、公共施設至近距離区域内農地にあり第3種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>次に、2番について事務局より説明を願います。</p> <p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、16ページから19ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番(松島)	<p>4番松島です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字倉掛地内、案内図は資料16ページ、付近状況図は17ページを参照してください。申請地は倉掛工業団地から南西に360メートルくらいのところに位置しており、市街地近傍小集団農地であり第2種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>次に、議事日程第3、報告第42号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より報告願います。</p> <p>報告第43号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については20ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第37回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和5年6月8日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p>委員 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>金子 節夫</u></p>